

軽自動車税の税率改正

○バイクなどの軽自動車税
平成27年度から、原付や125cc以上のバイクなどの車両の税額が引き上げられます。

■バイクなどの軽自動車税額（年額）

区 分		現行税率	新税率
		平成 26 年度まで	平成 27 年度から
原 付	50 cc以下	1,000 円	2,000 円
	50 cc超 90 cc以下	1,200 円	2,000 円
	90 cc超 125 cc以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪（125 cc超 250 cc以下）		2,400 円	3,600 円
モトボ専ら雪上を走行するもの		2,400 円	3,600 円
小型二輪（250 cc超）		4,000 円	6,000 円
小型特殊	農耕作業用	1,600 円	2,400 円
	その他（フォークリフトなど）	4,700 円	5,900 円

○四輪・三輪の軽自動車税
平成27年4月1日以後に新規登録する車両（初めて車両番号の指定を受ける車両^(*)）から新税率^(下 表②)が適用されます。

平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年までは、現行税率^(下表①)が適用されます。新規登録をした月から13年を経過した車両（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、電力併用軽自動車、被けん引自動車は除く）は、平成28年度以降、「重課税率^(*)」^(下表③)が適用されます。

■軽四輪などの軽自動車税額（年額）

車種区分	税 率		
	①現行税率 平成27年3月31日までに新規登録した車両	②新税率 平成27年4月1日以降に新規登録した車両 ※中古車として取得した車両を含む	③重課税率 新規登録後13年を経過した車両 ※中古車を含む
三 輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
	営業用	5,500 円	6,900 円
四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円

(*)…初めて車両番号の指定を受けた時期は、自動車検査証（車検証）の初度検査年月で判断します。
(*)…重課税率とは、環境に配慮する観点から、新規登録から13年経過した車両に対し、14年目以降に適用されるものです。新税率に対して20%加算となっています。

法人市民税の法人税割税率改正

税制改正により、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられます。

■法人市民税の法人税割税率

	平成26年9月30日までに開始した事業年度の法人税割の税率	平成26年10月1日以降に開始する事業年度の法人税割の税率
資本金の額もしくは出資金の額が1億円以上の法人など	14.7%	12.1%
資本金の額もしくは出資金の額が1億円未満の法人など	12.3%	9.7%

また、今回の改正に伴い、予定申告についても一部変更となり、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、法人税割額が、前年度の法人税割額の12分の4.7（通常は12分の6）となります。

従業員の個人住民税は、特別徴収で！

従業員（給与所得者）の個人住民税は、給与から差し引く特別徴収が原則です。東京都と都内全62市区町村は特別徴収を推進しています。ご理解とご協力をお願いします。

固定資産税の申告・減額措置など

固定資産税の申告・届出

取り壊し家屋（建物）の届け出

平成26年中に、登記されていない家屋の全部または一部を取り壊した場合は、取り壊しの届け出をしてください。

また、登記されている家屋の場合は、東京法務局西多摩支局（登記所）で滅失登記などをしてください。

取り壊しの届け出または滅失登記がない場合は、平成27年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成26年中に次に該当する方は、申告してください。

- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
- 住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった
- 住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した
- 住宅を事業用家屋に用途変更した

申告期限 1月31日(土)

住宅用地の建替え特例措置

固定資産税の賦課期日（1月1日）前に住宅を取り壊した場合でも、住宅

の建替えに着手しているなど一定の要件を満たした場合には、住宅用地の特例措置を受けることができます。該当する方は、申告してください。

固定資産税を減額します

次の場合、固定資産税を減額します。

- 住宅を省エネ改修した場合
 - 住宅を耐震改修した場合
 - 住宅をバリアフリー改修した場合
- いずれも工事完了後3か月以内に申告が必要です。

※減額の範囲や要件、申告方法などについて詳しくは、問い合わせてください。

申告先・問合せ 課税課資産税係⑮157



20歳になったら国民年金

国民年金は、年金制度の土台として、国が全国民共通の基礎年金として運営し、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の誰もが加入しなければならない社会保険制度です。

就職により厚生年金保険や共済組合に加入している方以外は、国民年金に加入する必要があります。20歳の誕生日を迎えたら速やかに加入の手続きをしましょう。国外に住む日本人の方は、任意加入することができます。

20歳になると、日本年金機構から国民年金加入手続きの書類が送付されます。必要事項を記入し、市役所1階市民課高齢医療・年金係へ提出してください。

※経済的に納付の困難な方には、納付が免除または猶予される制度があります。いずれも申請し、承認を受けることが必要です。学生の方は、学生証を持参してください。

問合せ 市民課高齢医療・年金係⑮137

イノシシが目撃されました！

最近、市内でイノシシが目撃されています。近寄ると危険です。イノシシを目撃した場合は福生警察署へ連絡してください。

てくることはほとんどありません。見かけても、刺激して追い回したり、石を投げたりしないでください。

□ ゆっくりと後ずさり

イノシシがこちらに気づいていない、イノシシとの距離が十分ある場合、静かにその場を立ち去りましょう。

連絡先 福生警察署生活安全課

☎ 55110110

問合せ 環境保全課環境保全係⑮226

市内目撃情報

イノシシに出会ったら

□ イノシシを刺激しない
本来、イノシシは臆病な動物です。こちらから何もしない限り、突然襲つ

○ 11月23日(日)午後11時ごろ

羽中付近2頭（親子とみられる）

○ 12月3日(水)午前5時50分ごろ

玉川付近2頭（親子とみられる）